

議案第60号

みやき町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

みやき町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成28年12月 6日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機で個人番号カードの利用による印鑑登録証明書の交付サービスを実施するため、みやき町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

みやき町印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年みやき町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、登録者であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条に規定する個人番号カードの交付を受けた者は、当該個人番号カードを利用して多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。）を介して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

附 則

この条例は、平成29年2月1日から施行する。

みやき町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(印鑑登録の証明)</p> <p>第10条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、登録者であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条に規定する個人番号カードの交付を受けた者は、当該個人番号カードを利用して多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。）を介して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</u></p>	<p>(印鑑登録の証明)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(新設)</p>